

困ったときは迷わず羽村市へ

愛称：musubi hamura
むすび はむら



重層的支援体制整備事業の愛称とロゴマークを決定しました。



重層的支援体制整備事業の概要

高齢、障害、子育て、生活困窮など従来の分野別の支援体制では対応が難しい、複雑化・複合化した課題に対応するため、制度の縦割りを解消し、包括的な支援を実施する事業です。

市は、「真に福祉が必要な市民を誰一人として取り残さない羽村市」をスローガンに、各機関の連携を一層強化することで、今まで支援につなげられなかった市民に対し、必要な支援を届けます。



市公式サイト▶

愛称とロゴマークについて

● 愛称 musubi hamura (むすび はむら)

「musubi hamura」の愛称は、水引に由来しています。水引は、紐を結ぶことから、縁や絆をつなぐ意味が込められています。重層的支援体制整備事業を通じて困りごとを抱える市民と、困りごとを解決するための支援を結ぶという思いを愛称に込めました。

● ロゴマーク

人と人との結びつきを象徴する水引のうち、「あわじ結び」は一度結ぶと解くのが難しいことから「固い絆」を意味します。このあわじ結びに市の花として定められている桜を掛け合わせ、外縁には、重層的支援体制整備事業のスローガンを記載することで事業実施への思いを強調しました。

社会福祉課の相談体制が強化されました

社会福祉課では、皆さんの困りごとに寄り添いながら整理し、適切な部署・機関へつなぎ、必要な助言をします。気軽に相談してください。

▼ 次のような相談も受け付けます

- ・福祉のことで困っているけど、どこに相談すればいいかわからない
 - ・制度の対象外と言われてしまって、どこに行っても対応してもらえない
- ※専門の窓口がある場合には、そちらへ案内することがあります。

窓 口 社会福祉課庶務係（市役所東庁舎 1 階 6 番窓口）重層的支援体制整備事業相談支援員

時 間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（正午～午後 1 時を除く）

問合せ 社会福祉課庶務係☎ 478

※事前に連絡いただくとスムーズに相談できます。

※詳しくは、市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。

広報はむら・市公式サイトに 広告を掲載しませんか

広報はむらと市公式サイトに有料広告を掲載できます。事業所・企業・商店などの PR のため、ぜひ利用してください。6 か月以上継続して申し込んでいただいた場合、月額掲載料を 10 ～ 20% 割引引きします。

※掲載に際しては審査があります。

問合せ 秘書広報課広報・シティプロモーション係☎ 337

3 か月以上継続掲載で、
市公式サイトにバナー広告
3 か月無料！
※サイト内の市が指定する位置

市公式サイト（バナー広告）

掲載期間 1 か月単位で最大 12 か月

※年度途中の申込みも可能です。

■ バナー広告掲載料（1 枠・月額）

区 分	場 所	掲載料
第 1 階層	トップページ	20,000 円
第 2 階層	「生活の場面」 など	15,000 円

■ 割引後掲載料（1 枠・月額）

掲載期間	割引率	第 1 階層	第 2 階層
6 ～ 11 か月	10%	18,000 円	13,500 円
12 か月	20%	16,000 円	12,000 円

■ 広告の規格

◎大きさ…縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル

◎ファイル形式…GIF 形式（アニメーション GIF を除く）

◎データ容量…4 キロバイト以内

有料広告の申込み

申込期日

◆**広報はむら**…掲載開始を希望する月の前々月の 15 日（土・日曜日、祝日の場合はその前日）まで

◆**市公式サイト**…掲載開始を希望する月の前々月の末日（土・日曜日、祝日の場合はその前日）まで

申込方法

所定の書類に記入し、広告原稿（データ）を添えて、市役所 3 階秘書広報課広報・シティプロモーション係へ

※所定の書類は郵送または直接、広告原稿（データ）は E メールで提出してください。

広報はむら

掲載期間 1 回を単位とする最大 24 回

※年度途中の申込みも可能です。

※掲載は希望月の中で市が指定する発行号になります。

掲載位置 毎月 1 日・15 日に発行する広報はむらの紙面内の市が指定する場所

■ 広報はむら掲載枠・掲載料（1 枠・1 回あたり）

区 分	枠の大きさ (縦×横)	掲載料
1 号広告	45 mm× 54 mm	20,000 円
2 号広告	45 mm× 84 mm	30,000 円
3 号広告	45 mm× 112 mm	40,000 円
4 号広告	45 mm× 170 mm	60,000 円

■ 割引後掲載料（1 枠・1 回あたり）

掲載期間	割引率	1 号広告	2 号広告	3 号広告	4 号広告
6 ～ 11 か月	10%	18,000 円	27,000 円	36,000 円	54,000 円
12 か月	20%	16,000 円	24,000 円	32,000 円	48,000 円

■ 広告の規格

◎広告原稿は、原則として広告主が作成してください。

◎原稿はデジタルデータで提出してください（Adobe Illustrator CS6 に対応する TIFF および JPEG などの汎用画像形式）。

★3 か月以上継続して掲載する場合は、市公式サイト内の市が指定する位置にバナー広告を 3 か月無料で掲載することができます。

掲載イメージ



※4 号広告はページ最下段の全面(2 号広告の 2 倍)

〒 205-8601（所在地記載不要）羽村市秘書

広報課広報・シティプロモーション係 宛

✉ s102000@city.hamura.tokyo.jp

※広告原稿の詳細、申込書・届出書のダウンロードは、市公式サイトを確認するか、問い合わせください。



▲市公式サイト